

様式第23号の8（第48条の26関係）

大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の5第1項の土地の利用履歴等調査結果報告書

令和〇〇年△△月□□日

大阪市長 様

本市への報告日（提出日）を記載してください。

報告者は「土地の形質の変更をしようとする者」であり、その施行に関する計画の内容を決定する者です。土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。

報告者 住所 大阪市〇〇区〇〇町△-△-△
氏名 株式会社 〇〇開発
代表取締役 〇〇 〇〇

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

報告者が法人である場合は法人名及び代表者の職名と氏名、個人である場合は氏名を記入してください。

大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の5第1項の規定により、次のとおり報告します。

すべての地番を記載してください。多数の地番がある場合は別紙に記載することも可能です。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	大阪市〇〇区〇〇町〇丁目△番△の一部 （地番） 大阪市〇〇区〇〇町〇-〇〇-〇〇 （住居表示）
土地の形質の変更の場所	別紙のとおり
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	3,500㎡ （形質の変更を行う敷地の全体の面積：4,000㎡） （掘削部分の面積：3,200㎡） 最大掘削深度：〇m
土地の形質の変更の着手予定日	令和〇〇年△△月□□日
土地の利用の履歴	昭和30年から55年まで××工業株式会社××工場が操業し、敷地の一部に廃棄物を埋設していた。昭和55年以降〇〇工業株式会社〇〇鍍金工場が操業し、平成5年に廃業。その後工場は撤去され、更地となり現在に至る。形質変更範囲内に埋設廃棄物が存在する。また、自主的な土壌調査の結果、基準不適合が判明したが、措置を実施済である。詳細は別紙履歴報告書のとおり。

土地の形質の変更が行われる範囲を明示した図面を添付してください。図面上に、掘削部分と盛土部分を区別して表示してください。

土地の形質の変更が行われる面積（掘削部分と盛土部分の合計面積）を記入してください。

着手予定日の30日前までに報告書を提出してください。着手する日とは土地の形質の変更そのものに着手する日をいいます。なお、日数に余裕を持って提出されることをお勧めします。

別紙として土地の利用履歴等調査結果報告書を添付してください（作成例参照）。

土地の形質の変更が行われる面積のうち、掘削部分の面積を記入してください。

管理有害物質の使用等の履歴	工場又は事業場の有無	有無	有
		工場又は事業場の名称及び業種	〇〇工業株式会社〇〇鍍金工場 (金属製品製造業)
		使用等されていた管理有害物質の種類	六価クロム化合物
		管理有害物質の使用等の状況（場所、時期、使用方法）	場所：別紙のとおり 時期：昭和50年～平成5年 使用方法：鍍金用材に使用
	埋設廃棄物の有無	有無	有
		埋設廃棄物の状況（場所、時期、性状）	場所：別紙のとおり 時期：昭和35年頃～50年頃 性状：汚泥状
		管理有害物質の含有の有無及び種類	有 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物
土壌汚染に係る過去の調査の結果	有無		有 別添報告書のとおり
	実施時期		平成21年5月
	調査対象物質		第一種、第二種特定有害物質
	指定基準超過物質		鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
	汚染範囲		別添報告書のとおり
	汚染の除去等の措置の状況		土壌汚染の除去（掘削除去）済 (土壌汚染対策法の規定に基づく措置方法にて実施し、措置の完了の確認済)
	調査実施機関		株式会社〇〇〇

土地の利用履歴等調査結果報告書

1 件名 ○○マンション建設計画

2 調査地 大阪市○○区○○町○丁目△番△の一部（地番）
 大阪市○○区○○町○ - ○○ - ○○ （住居表示）
 地目：宅地
 敷地面積：4,000m²
 土地の形質の変更が行われる面積：3,500m²（掘削部分の面積 3,200m²）
 最大掘削深度：○○m
 今後の土地利用：共同住宅建設予定（別紙敷地平面図参照）

3 土地利用等履歴概要

○対象地の土地利用状況

登記簿、写真、地図、現地調査により調査を実施した。結果は次表のとおり。

年代	土地利用方法	所有者	地目	根拠資料
昭和30年～55年	××工業株式会社××工場が操業 （敷地の一部に廃棄物を埋設）	昭和30年～55年 ××工業株式会社	宅地	航空写真、 住宅地図、 登記簿謄本
昭和55年～平成5年	○○工業株式会社○○鍍金工場が 操業	昭和55年～平成5年 ○○工業株式会社	宅地	登記簿謄本 住宅地図 登記簿謄本
平成5年～現在	平成5年に工場を撤去し、以降、 更地	平成5年～16年 △△不動産 平成16年～現在 ○○開発株式会社	宅地	住宅地図、 航空写真、 登記簿謄本

○管理有害物質の使用等の履歴

【昭和35年頃～50年頃：××工業株式会社××工場】

- ・敷地の一部に廃棄物を埋設
- ・廃棄物の種類：不明（××工業株式会社△△担当者への聞き取り）
- ・性状：汚泥状（ボーリング調査）
- ・含有管理有害物質：水銀及びその化合物、鉛及びその化合物（廃棄物層分析結果添付）

【昭和55年～平成5年：○○工業株式会社○○鍍金工場】

- ・業種及び製造品：金属製品製造業、金属製金網
- ・水質汚濁防止法及び下水道法に基づく特定施設

届出日	施設種類	使用物質等	届出	
			種類	内容
S55. 4. 1	酸又はアルカリによる 表面処理施設	塩酸2%水溶液	下水道法 特定施設設置届	施設の設置
	電気めつき施設	六価クロム1%含有		
S60. 3. 21	酸又はアルカリによる 表面処理施設	塩酸2%水溶液	下水道法 特定施設変更届	使用の方法の変更
	電気めつき施設	鍍金材：亜鉛3%含有		
H5. 8. 30	酸又はアルカリによる 表面処理施設	塩酸2%水溶液	下水道法 特定施設廃止届	廃業のため施設 廃止
	電気めつき施設	鍍金材：亜鉛3%含有		

S：昭和、H：平成

○関係者への聞き取り（別添調査票参照）

昭和 55 年～60 年まで鍍金槽で六価クロム含有鍍金材を使用し、昭和 60 年以降亜鉛鍍金材に変更。その他、廃棄物の埋設、事故による管理有害物質の飛散は無い。

○土壌汚染に係る調査の結果

- ・調査期間：平成 21 年 5 月 1 日～平成 21 年 5 月 30 日
- ・調査項目：第 1 種及び第 2 種管理有害物質
- ・指定基準超過項目：鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- ・汚染の除去等の措置の状況：掘削除去済（土壌汚染対策法の規定に基づく措置方法にて実施）
- ・汚染の除去等の措置の実施期間：平成 21 年 6 月 15 日～平成 21 年 7 月 15 日
- ・調査結果・措置の実施状況：別添報告書（調査結果報告書、対策完了報告書）のとおり

○自然由来汚染についての情報

一般公開資料等の確認及び関係者への聞き取り調査の結果、近隣に自然由来の土壌汚染の情報はない。

○水面埋立土砂由来汚染についての情報

一般公開資料等の確認及び関係者への聞き取り調査の結果、埋立用材由来汚染についての情報（当該地または近隣における土壌汚染状況調査結果、地質調査結果、埋立施工区画および埋立時期、埋立材料受入時の汚染に関する情報）はなかった。

○埋設廃棄物についての情報

関係者への聞き取り調査の結果、昭和 35 年～50 年頃に敷地の一部において汚泥状の廃棄物（水銀及びその化合物、鉛及びその化合物を含む）が埋設された履歴が確認された。

○ダイオキシン類に関する情報

関係者への聞き取り調査の結果、以下のいずれにも該当しない土地であることを確認した。

- ①ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設に相当する施設のうち、ダイオキシン類を発生する種類のもので稼働していた土地
- ②廃棄物処理法に規定する特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物に相当する濃度のダイオキシン類を含む廃棄物を継続的に処理していた土地
- ③埋立廃棄物が土壌と直接接しており、当該廃棄物中のダイオキシン類が 1,000pg-TEQ/g を超過している土地又は当該廃棄物中の滞留水のダイオキシン類が 1pg-TEQ/L を超過している土地
- ④土壌調査により、ダイオキシン類が指定基準に適合しないことが判明している土地
- ⑤埋立用材由来のダイオキシン類の土壌汚染のおそれがある土地

4 土壌汚染の可能性等の所見

年代	土地利用方法	土壌汚染の可能性等	根拠資料
昭和 30 年～55 年	××工業株式会社 ××工場が操業 (敷地の一部に廃棄物を埋設)	廃棄物層に鉛、水銀を含有しており、「汚染のおそれあり」	廃棄物層分析結果
昭和 55 年～平成 5 年	〇〇工業株式会社 〇〇鍍金工場が操業	昭和 50 年～60 年頃、鍍金材に六価クロムを含有していたが、調査の結果、基準適合であったため、「汚染のおそれなし」	関係者聞き取り調査票 鍍金材成分表 調査結果報告書
平成 5 年～現在	平成 5 年に工場を撤去し、以降、更地	調査の結果、基準不適合土壌はあったが、掘削除去実施済であり、「汚染のおそれなし」	調査結果報告書 対策完了報告書

以上の土地の利用履歴等調査の結果、対象地は水銀及びその化合物、鉛及びその化合物（昭和 35 年～50 年頃 ××工業株式会社××工場の敷地の一部での廃棄物埋設）の汚染のおそれがあると判断する。

六価クロム化合物（昭和 55 年～平成 5 年 ○○工業株式会社○○鍍金工場で使用）については、平成 21 年 5 月に実施した土壌汚染に係る調査の結果、基準適合であったことから、土壌汚染のおそれはないものと判断する。

鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物（平成 21 年 5 月に実施した土壌汚染に係る調査の結果、基準不適合）については、平成 21 年 7 月に掘削除去済であり、土壌汚染対策法の規定に基づく方法にて措置が実施されていることから、土壌汚染のおそれはないものと判断する。

また、他の管理有害物質による土壌汚染のおそれはないものと判断する。

なお、今後形質変更をすすめていく中で、新たに土壌汚染が確認された場合、すみやかに土壌汚染対策グループに報告するとともに、法令に準じた施工方法・環境保全対策を実施します。

添付書類

◇必ず添付する書類

- 位置図（土地の形質の変更が行われる範囲を明示してください）
- 敷地平面図（現況図、土地利用計画図）
（土地の形質の変更が行われる範囲、掘削部分及び盛土部分を区別して表示してください）
- 土地の所有者等であることを証する書類
（所有者であることを証するのであれば土地の登記事項証明書等、写し可）
- 公図（写し可）（土地の形質の変更が行われる範囲を明示してください）

◇必要に応じて添付する書類

- 閉鎖登記簿謄本（写し可）
- 過去の地図・住宅地図（土地の形質の変更が行われる範囲を明示してください）
- 過去の航空写真・現況の写真（土地の形質の変更が行われる範囲を明示してください）
- 工場施設配置図、排水経路図、配管図等
- 工場に関する各種届出書（記録簿等）
- 関係者への聞き取り調査票
- 各種調査結果（廃棄物層に含まれている管理有害物質の種類、過去の土壌汚染状況調査など）
- その他必要な書類

◎土地の利用履歴等調査結果報告書の作成に際しましては、「土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染の調査・対策の手引き（環境農林水産部 環境管理室作成）もご覧ください。

（<http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/jiban/tebiki-part.html>）